

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-09

## オーストリアの山地農民問題とベルクバウエ ルン政策

ABE, Masaaki / 阿部, 正昭

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

55

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

11

(終了ページ / End Page)

42

(発行年 / Year)

1988-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008486>

# オーストリアの山地農民問題と ベルクパウエルン政策

阿 部 正 昭

1. はじめに
2. 山地農民問題と農業法
3. 連邦政府の特別計画とベルクパウエルン補助金制度
4. 各州のベルクパウエルン補助金制度

## 1. はじめに

「牡牛にかえて牛乳を！ よい肥料<sup>こやし</sup>を，よい飼料<sup>えさ</sup>を」

アルプス地方の山地農業の伝統的な営農形態は、定住のはじめから草を利用する土地利用型の畜産中心であった。山地農民の生産と生活は、谷(Tal)にある住居とその周辺の農地だけでは、成り立たない。そのハイムグート(Heimgut)は、牛を介して山(Berg)に広がる草地(Weide・Alm)と結びついて、はじめてその営農が成立っていた。アルプス山地農民の「牧歌的」生活に変化の兆しが現われたのは、19世紀末である。この変化の過程は、20世紀前半期の複雑な政治的、経済的諸状況に強く影響されながら数十年続き、第2次大戦後の50年代にその最終的段階を迎えていた。この伝統的山地農業の転換過程は、アルプス地方のすべてに見出された。「牡牛にかえて牛乳を，よい肥料を，よい飼料を」は、山地農業近代化のスローガンであった。

オーストリア連邦共和国は1960年に農業法(Landwirtschaftsgesetz)を制定し、体系的な農業政策「緑の計画」を開始したが、その目標は次のとおりであった。(7)経済的に健全な農民層の維持、(4)国民経済の発展に応

## 12 オーストリアの山地農民問題とベルクパウエルン政策

じた農業と農業従事者の役割りの保証、(ウ)農業の生産性と競争力を構造改善を通じて強化すること、(エ)国民経済と消費者の利益に注意しながら農業を発展させることにより、その非農業部門に対する遅れを解消し、農業就業者の経済的條件の改善と食糧供給の安定を図ること<sup>(1)</sup>。このオーストリア農業法は、スイス農業法（1951年）、西ドイツ農業法（1955年）、日本の農業基本法（1961年）などと同様に、小農制の支配的な先進資本主義諸国において、第2次大戦後の経済発展過程で顕著になった農工間格差の問題を、構造政策を通じて解決しようとする共通の問題認識にたっていた。しかし大きく異なる点もあった。オーストリア農業法は、スイスの場合と同様に、自国の山地農業の振興と山地における農民経営の維持発展を特別に重視していたのである<sup>(2)</sup>。この法律にもとづく特別委員会は、特定の規準に従って個々の農民経営を審査し、その中からベルクパウエルン経営を選定した。60年代の農業法農政と緑の計画のもとで、ベルクパウエルン経営は構造政策の重要な対象となる<sup>(3)</sup>。さらに70年代には、ベルクパウエルン特別計画が実施されて、山地農民は農政のみでなく新しい総合的な観点から取扱われるに至った。EC 諸国もオーストリアの先例にならい、1970年代半からベルクパウエルン特別対策を実施し始めた<sup>(4)</sup>。本稿では、戦後のオーストリア農業政策の中で独自の役割りをもつベルクパウエルン政策をとりあげ、その成立と展開の経過を分析したうえで、とくに近年ベルクパウエルン政策の中心的役割りを果している、補助金制度の意義を明らかにしたい。

## 2. 山地農民問題と農業法

### (1) 山地農民問題とは何か

オーストリアはスイスと並んでアルプス山脈と深くかかわった山地農民の国（Bergbauernland）である。国土を東西に貫ぬくアルプスのために地形が複雑なこの国では、歴史的にも経済的にも地域性が重要な意味をもっている。国土面積の3分2を占めるこの国の山地は、アルプス山地

(Hochalpengebiet) と北部台地 (Böhmische Masse=Wald-Mühlviertel) に二分される。とくにイン川流域などの河川沿いの一部平地を除くアルプス山地は、(ア)標高が高いために平均気温が低く植生期間が短かい、(イ)山岳と谷が連なっていて起伏=標高差が大きい、(ウ)表土が薄く従って地力が乏しい、など自然条件がきびしい。さらにドナウ川流域やウィーン周辺の平坦地方に比べて、(ア)道路・輸送手段と市場条件、(イ)孤立した定住形態、(ウ)社会的文化的環境などの面で、アルプス山地の社会経済条件は不利であった。このようなアルプス地方の農民をめぐる問題が<sup>6)</sup>、はじめて特別に議論されはじめたのは世紀交替期においてであった。現在の山地農民問題の前史として、この点に多少ふれておこう。

1880年代旧オーストリアは、「工業化しつつあった農業国」として国民経済の転換期を迎え、発展しつつあった工業と伝統的な農業との不均衡と、これにともなう地域差が目立ちはじめた<sup>6)</sup>。ニーダエステライヒ地方とベーメン地方では、繊維産業に加えて鉄鋼業や食糧関連産業が発達し、農業面では発展しつつあった砂糖の原料としてのてんさい、小麦・ライ麦などのパン用穀物・都市向け畜産物・園芸作物などの栽培が普及して、伝統的な農業も変わり始めていた。その他の地方の大多数の農民は、自給的色彩の強い伝統的農業を続けていた。産業の発達と鉄道網の普及が新しい交通の要地や産業諸施設を創出し、それに伴って小規模な地方市場が展開しても、大多数の農民経営は、零細な経営・資本の不足・技術と教育水準の低さなどのために、この新しい経済動向に対応できなかった<sup>6)</sup>。アルプス地方でも世紀交替期までに社会経済構造の大きい変化を経験していた。アルプス東部のアイゼンエルツは、19世紀後半まで伝統的な製鉄業の中心地で、その周辺のスタイヤマルク北部からオーバエステライヒ南部の山地農村一帯には、多くの小規模鉄加工場や鍛冶屋分布していた。製鉄業の近代化と鉄道の普及によって、コークス利用の近代的高炉がステヤァ (Steyer)、レオベン (Leoben) などに建設された結果として、これらの小企業は衰退してしまう<sup>7)</sup>。これは、伝統的製鉄燃料としての木炭生産の衰減をもたら

す一方で、森林所有者は、従来の木炭原木用の森林を木材生産のための近代的林業経営に転換しようとした。この過程で山地農民は、木炭生産や荷駄輸送などの伝統的な兼業機会や農産物の小規模な地方市場を失ってしまった。その結果、それなりに安定的であったアルプス山地の兼業型農民経営の多くは没落し、挙家離村も増加した。それは同時に、夏期放牧地としてのアルム利用の減少と放棄や標高の高い小集落の廃村化をもたす一方で、地主層によるアルムの植林地化や狩猟地としての囲込みを促進した<sup>(8)</sup>。こうしてアルムや森林の利用をめぐる、畜産を重視する山地農民と林業や狩猟を重視する地主間に、矛盾・対立が深まったのである<sup>(9)</sup>。零細農の没落と離村は、彼らの子弟が供給する賃銀の安い年雇労働力(Knecht, Magd)に依存していた、地域内の上層農民経営の存立条件をも解体させ、これら経営の家族労働への依存度を強めることにもなった<sup>(10)</sup>。

このように20世紀初頭から第1次大戦期にかけて、工業に比べて農業発展が遅れたため、ウィーンなど大都市を中心に増大する食糧需要に応じ切れず、パン用穀物の30パーセント弱、食肉需要量の20パーセント弱を主としてハンガリーからの輸入に頼らざるをえない状態であった。とくに畜産物の不足が目立ち、その価格騰貴が社会問題化・政治問題化したのである。この問題をオット・パウァは次のように論じている。

「生産力の発展はすべての産業部門でみられるわけではない。最も重要な農業と畜産では、工業・鉱業・運輸業に比べて技術的改善がもっとも劣っている。農業の後進性はわが国の食糧問題に重大な危機をもたらしている。とくに肉と牛乳が不足し高価である。牛の飼養頭数の増加は1880年まで非常に緩慢で、その後やや増加がみられるがなお全く不十分なものである。他方、農村人口の都市への流出が続き、それが肉・牛乳・バターに対する直接的需要を増大させた。これに加えて、幾度もの賃銀闘争の結果により労働者階級の経済状態が向上したので、彼らの肉や牛乳に対する需要はさらに伸びた。ところが畜産業はこのような動向に全く対応できず、市場での需要は供給をはるかにこえており、畜産物

の高値が続いている。……中略……畜産業発展の阻害要因は、農民的小経営における資本不足、土地の細分化、農民の無知と貧困などのために、近代科学の成果を経営にとり入れられないからである。だがこれに加えて、アルプス地方ではとくに地主たちが木材の輸出による豊かな利益を求めて、農民の利用権を強奪してアルムに植林したり、ワイデを狩猟用地に転換するなどして、農民的畜産の発展を阻んでいるためでもある」<sup>(11)</sup>。

このように、アルプス地方の山地農民めぐる問題は、第1次大戦前に、社会的、経済的問題として登場したのである。

第1次大戦間とその直後期には、食糧不足が都市住民を苦しめたが、他方で価格騰貴や闇市場が一般化して、農民の経済状態を一時的に改善させた。しかし20年代のはじめ政府は、小規模な家族経営の維持のための対策を実施したが、山地農民について特別な措置をとっていない<sup>(12)</sup>。1930年代の世界恐慌は、アルプス山地の農業にも大きい打撃を与えた。

「世界恐慌はスタイヤマルク東部の農民を再び債務者化した。失業者数が増大したことは、牛肉消費を劇的に低下させた。農民にとって家畜を売ることはほとんど不可能になった。牛が売れないことは収入がないことを意味する。グラーツ市場で1キログラムの牛肉は、1926年2.8シリンクであったが、1932年に2.1シリンク、1934年には1.9シリンクと低下した。」<sup>(13)</sup>

「チロル州南部の高地の山地農民経営は、家畜飼育と木材販売によって成立っているのだが、30年以来危機的状態となっている。木材価格と食肉価格の低下は、農民の負債の増大や農民財産の競売をもたらした。」<sup>(14)</sup>

経済的危機に陥っている山地農民救済のために、政府は1935年に山地農民援助政策を取り、負債整理のための利子補給と税金の軽減策を実施した<sup>(15)</sup>。さらに1937年には「山地農民の農地保有の安定と経営維持のため旧土地取引法の一部改正にかんする法律」を制定した。この法律は、(ア)山地農民の農地保有安定を目的とする資金制度の創設、(イ)人口減少が山地農

民経営の維持を困難にしている「人口流出地域 (Entsiedlungsgebiet)」の決定、(4)地域内で家族労働力に頼って専門的に農畜産業と林業を営む山地農民経営に対する経営維持資金の融資を主要内容としていた<sup>(16)</sup>。この経営維持資金制度 (Bergbauernhilfsfond) は、危機的狀態の経営にたいして「2パーセントの利率で期間31年」という好条件を備えていたのである。この制度によって1942年に、チロル・フォラルベルク地方で8000経営が特別救済措置を受けたという報告もあるが、1938年ナチスドイツによるオーストリア併合後、この山地農民救済対策がどのように運営されたかは明らかでない。しかし60年代に農業法とともに体系化された、ベルクパウエルン政策の原型として注目に値しよう<sup>(17)</sup>。

## (2) 農業法制定前の主要課題

第2次大戦直後のオーストリアは、国内需要食糧の半分を自給しうるに過ぎなかったから、農業生産の復興・食糧増産が緊急課題であった。フィグ内閣は1946年に農業復興法 (Wiederbau-Gesetz der Landwirtschaft)、1948年には農業労働法 (Landarbeitsrechtsgesetz) を制定して、農業復興の制度的条件をつくった。戦後の食糧危機がほぼ終わった1950年には、食糧統制を廃止すると同時に、パン用穀物・家畜・牛乳に関する経済法 (Wirtschaftsgesetze für Brotgetreide, Vieh und Milch) を制定した。これは、50年代の農業と食糧についての基本方針を示したもので、上記品目の輸入を規制しながら国内生産の増強につとめると共に、パン用穀物と牛乳の生産・市場条件の地域差にもとづく生産価格のばらつきを均衡化するための全国统一価格制度と全国的流通組織を創設した。これによってパン用穀物・家畜・牛乳のそれぞれについて実施されていた市場統制は、そのご1958年の農産物市場法 (Marktordnungsgesetz) に統一された<sup>(18)</sup>。この法律は、家畜(とくに牛)と牛乳の販売を伝統的に国内市場に依存していた山地農民経営を、外国農産物との競争から守るという目的をもって、この法律によって制度化された国内価格均等化補助金制度は、一般的にみて生産・市場条件の劣る山地農民の経営維持にとって、重要な役割

りを果すことになった<sup>(19)</sup>。

独立を回復した1955年から、「農業の産業化・山地農民経営とアルム利用の経済化」の時代となった。経済復興過程の資本不足状況下にも拘わらず、農業において機械化・技術の改良と普及・家畜衛生対策の徹底・乳製品加工の合理化と近代化が進んだ。山地でも平坦農村でも労働力減少が目立ち、この対策としても農業の機械化・合理化が焦眉の問題となった<sup>(20)</sup>。機械化の柱は、トラクター・搾乳機であったが、とくにトラクターは1946年推定1万6000台から53年3万1000台、57年7万9000台、62年1万8000台と53年から約10年間で5倍近く増加した。電化の普及によって搾乳機が1953年の5,600台から57年1万8000台、62年4万台と約7倍に増えた。同期に動力草刈機は1万台から5万台に増加している<sup>(21)</sup>。しかしこのような機械の普及は平坦地方に偏っていて、山地農業の機械化は大幅に立ち遅れていた。それは多くの山地農民経営が、傾斜地に孤立して存在していて公共道路との連絡道が無かったり、経営農地の傾斜度のため平坦地用の普通のトラクターが走行不能であったり、電化されていないなど、経営をめぐる社会経済諸条件に大きい困難があったためであった。

山地農民経営の立ち遅れには、重要な伝統的畜産に由来する他の原因があった。山地農民にとって主要な現金収入源は、仔牛の販売であり、自家製乳製品（とくにチーズ）がこれに加わった。条件のよい地域では牛乳販売も普及していたが、なお一般的ではなかった。穀物はほとんど自給用であり、木材の販売も限られていたから、彼らの収入源はごく限られていた。チロルなどアルプス西部の山地農民の多くは、すでに乳肉種の牛（フレックフィー）を飼養していたから、販売物は乳牛の仔牛か乳製品が主であった。これに比べてアルプス東部（スタイェマルク・オーバエステライヒ・サルツブルクの一部）などでは山地農民は主に役畜用種の牛（ムアボードナ・ピンツガウァ）を飼養しており、彼らの生産する仔牛は主に役牛（Ochs）として育成・販売された。しかもここでは、役用牛の生産地帯とその育成地帯と利用地帯とが、慣行的に分離していたのである。山地農民経営は、



土地が少なく飼養条件が相対的に貧しかったから、若齢の仔牛をアルプス山地周辺の飼育地帯の農民に販売する。彼らは、仔牛を2年から3年育成しながら役畜として訓練したのち、オーストリア平坦農村や北イタリアのポー川流域に役畜として販売する。利用地帯の農民は、4—5年役畜として使役したのち、しばらく肥育して肉用として家畜市場に販売する。この役牛の生産・育成・利用のサイクルが、50年代に農業におけるトラックター、あるいは一般的にトラックの普及によって、断ち切られたのである。こうして、アルプス東部の山地農民にとって伝統的な商品・役畜用牛が全く売れなくなってしまったため、役畜牛の育成地帯がまず成立たなくなり、育成用仔牛の生産者としての山地農民は、経営の転換を迫られることになった。さしあたり畜産以外に営農形態を見出せない山地農民にとって、役畜用から乳肉用への飼養牛の転換「役牛に代わって牛乳を」こそ、死活にかかる再生の道だったのである<sup>(22)</sup>。もっとも早くこの影響をうけたスタイアマルクのフォラオ地区の農民たちは、州農業会議所の援助を受けて営農改善組合(Umstellungsgemeinschaft)を結成し、経営の転換をはじめた。その課題は、乳肉用種牡牛の導入・飼料の改善・牧野改良・家畜衛生の徹底・牛乳加工施設の充実などであった。この運動の先駆はフォラオ地区の組合であったが、その後数年間で営農改善運動は、アルプス山地全域に広がり、結果としてアルプス地方の畜産を再生させることに成功した。このように、50年代にはアルプス山地の伝統的な畜産の転換が最重要課題となっていたのである。さらに1955年に創設されたベルクバウエレン特別融資制度(Bergbauernkreditaktion)によって、住居・建物の新築改良・電化の普及・水道の新設のために、2%の利子補給と10年の融資期間を骨子とする制度融資が始まった。その後3年間に、総額1億4520万シリングが融資されている。うち91パーセントは建物住居用に向けられている。これは、1959年に農業特別融資制度(AIK=Agrarinvestionskreditaktion)に発展的解消する<sup>(23)</sup>。

### (3) 農業法とベルクパウエルの選定

農業法は山地農民対策を重視し、第2条2項でとくに次のように述べている<sup>(24)</sup>。

「この法律の実施にあたり、ベルクパウエルン経営が特に配慮されなければならない。ここでいうベルクパウエルンとは、気象条件や自然条件、あるいは経営内外の諸条件のために、生産と生活が特別に困難な条件の下にある農民的経営である。連邦農林省は議会の承認をえて、政令により村あるいは集落ごとにベルクパウエルン経営を定めることができる。」

この規定に従って、それまでに約3カ年をかけて準備されたベルクパウエルン経営台帳(Berghöfekataster)が制度化され、個々の経営に対してはベルクパウエルン経営評価点(Berghöfekatasterkennwert 以下KKW)が定められた。この制度の目的は次のように説明されている<sup>(25)</sup>。

「この制度の課題は山地の目的にかなった区分とその地域内の個々の経営について、それぞれが当面している経営上の困難度に応じて区分することである。この制度は、諸政策の正しい運用のための基礎的条件を準備し、ベルクパウエルン経営の利益にかなう諸政策を実施する前提となる。」

この制度でKKWは次の手続きによって定められた。

(i) 対象地域 この法律が対象とする地域は、税法上所得税と売上税の優遇措置を受けているベルクパウエルン地域(Bergbauerngebiet)か、あるいは各州政府および農業会議所が特定した地域である<sup>(26)</sup>。

(ii) 対象選定方法 上記地域内の全経営16万7100を対象として、次の方法によって審査しKKWを定める。(ア)経営面積と地価評価額(Einheitswert)にもとづく経営概況、(イ)地域ごとの平均気温を五段階に分けた気象区分(Klimastufe)、(ウ)経営周囲の道路状況と特定市場からの距離を指標とする経営外的交通条件(Außere Verkehrslage)、(エ)農地の分散状況と圃場の傾斜度などを指標とする経営内的条件(Innere

表 1 1960年度決定されたベルクパウエルン経営数

州名	対象山地地域内の全経営数 A	ベルクパウエルン経営数 B	B/A×100 %	州内全経営数に対する の比率 %
ニーダエステライヒ	39,300	27,674	70	23
ブルゲンラント	2,800	1,356	48	3
オーバエステライヒ	35,300	22,947	65	30
サルツブルク	10,300	8,396	82	59
スタイアマルク	30,700	24,650	80	32
ケルンテン	16,000	14,034	88	43
チロル	22,800	17,314	76	63
フォルルベルク	9,900	5,523	56	50
全 国	167,100	121,894	73	31

資料 A17 1960 20ページ

## Verkehrslage)

これらの指標ごとにあらかじめ定められた配点基準に従って評点し、一定の算式によって集計した数値が個別経営の KKW 値となる。そして KKW 20以上の 農民経営がベルクパウエルン経営と定義された。この KKW は、山地 (Berggebiet) 内の農民経営の営農上の困難度を相対的に比較する客観的尺度となった。連邦政府によるこの制度は各州議会の議決をへて確定し、表 1 に示したように、全国で12万2000がベルクパウエルン経営と決定された。1960年この経営数の全農業経営数に対する比率は31パーセントであったが、この比率を州別にみると、チロル・サルツブルクで60パーセントと高い一方で、平坦地方のブルゲンラントでは3パーセントとごく少なくなっている。山地農民問題はきわめて地域性がつよく、州別に重要性が異なることを示している。

(4) 緑の計画 (Grüner Plan) とベルクパウエルン<sup>(27)</sup>

60年代にはじまった農業法農政は、緑の計画に従って実施されたが、表 2 に示したようにそのための支出額は毎年確実に増加している。その重点課題は、交通運輸手段の改善、農業構造と経営条件の改善であり、ついで、販売加工条件の整備、生産条件の改善、融資と利子補給対策となっていた。

表 2 緑の計画による財政支出構成 1961—1965 100万シリング

年次 項目	1961	1962	1963	1964	1965	1961— 65合計	構成比 %
生産条件改善	31.3	52.3	68.6	69.7	112.7	334.6	15
交通条件改善	37.0	81.2	98.5	151.1	184.0	551.8	26
農業構造改善	50.7	97.9	113.2	110.0	156.9	528.5	24
販売加工対策	31.3	62.3	80.7	86.7	77.5	338.5	16
社会政策的対策	14.3	18.0	22.0	20.4	26.0	100.7	5
融資的対策	15.4	33.1	62.6	78.1	117.9	307.1	14
合計	180.0	344.6	445.6	516.0	675.0	2,161.2	100

資料 A1 1965 513ページ

とくに山地農民経営にとって、前の二つの課題は重要であった。農業が人力と畜力に頼っていた段階では平地と山地間の労働生産性格差は小さかったが、機械化の発展、農業の産業化は両者の格差を拡大させた。機械化の条件をもたない山地農民にとって、生産性向上・経営の合理化・所得水準の向上は全く望みえないことだった。だからこそ山地農民にとって、機械化・合理化の絶対的条件としての経営内外の諸条件の改善が最も緊急な課題だったのである。

「山地農民経営とその営農は平坦地の経営と異なって非常に多くの投下労働を必要としている。近年農民離村により労働力が大きく減少したが、他方労働者の賃銀は上昇しており労働節約的施設が緊急に必要である。山地農民経営の労働必要量が多いことは、経営地の傾斜度の高さにもよっている。一つの経営に属する個々の経営農地が或る場合には住居より100メートルも高いところにあたり、或は100メートルも低いところに散在している。生草や乾草、穀物やじゃがいもなどの収穫物は、背負って運搬しなければならない。急傾斜地のため雨で流れ落ちた畑の土壌を、再び運び上げなくてはならない。肥料運びがこの土運びより楽だというわけではない。婦人の健康がはげしい重労働のために、ひどく損われてしまうことも驚ろくにはあたらぬ。農地の傾斜がひどくかつ散在しているために、集約的な利用が難かしい。従って収穫物の重量が

## 22 オーストラリアの山地農民問題とベルクパウエルン政策

かさむような作物—たとえばじゃがいも—は、家に近い農地に限られてしまうために必要な輪作ができない。

アルプス山地のうちの多くの地域で、主要な道路は谷底の川に沿って建設されているが、個々の農家は傾斜地の上のテラスにある。農家に至る坂道は全く粗末なもので、その建設・維持・修復は個々の農家や近隣の数戸の仲間に委されている。主要道路から個々の農家に至る道は、自動車はおろか馬車も通行不能の状態であり、居住者は穀物・肥料・牛乳などの運搬のために、多大な時間と労力を費している。これらからみても、山地農民経済の技術的発展の条件整備をを促進することは、今や緊急な課題である。」<sup>(28)</sup>

「私の経営は標高1000メートルにあり、農地は10.5ヘクタールであるが、40パーセントから60パーセントの傾斜度のところが大部分である。僅かな平坦農地は湿地であるため、耕作に適さず、穀物や牧草栽培に適する農地は、傾斜地の4ヘクタール程度しかない。こんな状態の経営を維持するためには、できるだけ多くの機械を利用する以外にない。そのため第一に、無条件的に必要なことは電化であり、労働力節約が可能になる電動機と索条装置の導入である。急傾斜地において、それなしに人はどのようにして肥料や厩肥を運べるのであろうか。…中略…私の経営では20年前平均3—5トンのじゃがいもを収穫していた。この地方ではこれが普通だった。しかし現在では10—15トンのじゃがいも、容積35立方メートルのサイロ用の飼料用とうもろこしを収穫している。最近、とくに目立っている労働力不足という条件の下で、収穫のために増大した手労働をどのようにして実現することができるのであろうか。さらに手労働のための経費は、所得の大部分をもってしまうのである。」<sup>(29)</sup>

このような問題は十分に認識されており、緑の計画の中でも「山地の交通運輸手段＝道路の新設と改修と経営内農地をできるだけ集団化することにより機械化の条件をつくること」が、とくに重視されている。1964年の農業報告は次のように述べている<sup>(30)</sup>。

「経営を公共的道路と連絡させること、森林やアルムに近代的輸送手段（自動車・トラクター）が利用できるような道路をつくることは、経営の生産性向上と農民の生活条件改善のための基礎的課題である。現在にいたるもなお、近代的公共道路網と連絡路をもたない山地農民経営にとって、それは死活的意義をもっている。そしてこの道路の建設は、フレムデンフェルケ<sup>(31)</sup>など農業以外の領域における経済活動を拡大し、これによって経営の経済的条件を大幅に改善することが可能になる。」

1960年から63年までに1万5425経営が公共的道路網と結ばれたが、それでも63年末でなお、4万8000余の経営が公共的道路網と連結していなかった。60年代後半になると、緑の計画とそれに含まれているベルクパウエルン対策は、より広い視点から次第に強化された。すなわち山地農民の経営条件の直接的改善に加えて、彼らの居住する地域や環境に関連する非農業的課題がとりあげられはじめた。例えば、農業水利事業には、農地の排水事業や山岳小河川の治水洪水対策から水系域全体の整備、水源の維持保全をも含むようになった。林業対策では、経済林のみを対象とした造林や林種転換事業中心から、山岳地域内の高地・荒地・急傾斜地などにも造林を拡大することにより、農民をふくむ地域住民の生活環境の改善とともに、山地のもつ公共的機能を充実させることまでも含むようになった。山地農民にとって重要な道路網の拡充が、彼らの地理的孤立状態を解消するとともに、フレムデンフェルケ発展の条件をもつくりだすというような、地域政策的側面が重視されている。農業法農政は、60年代初めに、個別農民経営の経済的経営的視点から始められたが、70年代になると地域の社会的経済的問題との関連性を重視しながら総合的に実施されるようになった。農業法農政の質的転換といってよいだろう。ベルクパウエルン政策にもとうぜんこの動きは反映している。

1960年代終りから70年代にかけて、山地農民の地域における役割りを積極的に多面的に評価しようとする傾向が一層強くなった。その代表的見解

を次に紹介しておこう。

「山地農民の将来性は全くないと考えるグループがあった。例えばE Cのマンズホルトプランでは、山地農業は経済的に不利で国民経済的遺物だと評価されていた。E Cの公式な農業政策において、山地農民は明らかに軽視され無視されていた。

われわれの立場はE Cの立場とは反対に、山地農民地域の課題が人口問題についても、社会経済的環境維持という点でも、さらに農村地域の諸機能という点からも、重要であることを引き続き明らかにしてきた。マンズホルトプランが農業史のごみ箱に捨てられてしまった今、われわれの考え方が正しかったことが証明されている。

山地農民や山地農業は今や政策論議の圏外にあり、誰も山地農民を平地に移転させるなどという事を考えない。問題は、山地農民の定住を維持することにどのような措置が必要か、とくにそのどれが実施可能か、ということである。

山地農民は、もっともきびしい条件下で生産を余儀なくされているグループである。各種の自然条件に制約されているため、経営の合理化や期待されている経済成長が遅れている。機械化はごく限られた範囲で可能であるにすぎず、山地農民経営における生産性向上は、平地の経営に比べて比較にならない程低い。山地農民は一般に正しい意味での経営多角化を実現できない。事実彼らはやむをえず、牛乳・家畜・木材の生産を行っているのである。

山地農民が社会的にみてもっとも弱いグループをなすことは疑いえない。農業と他の経済部門との間自体に所得格差が存在するのだが、農業内部においても山地農民は目立って所得水準の低い存在で、この点からみても山地農民に沢山の問題があることが知られよう。」<sup>(32)</sup>

1960年代のはじめに、アルプス地方の山地農民経営と全国農業経営平均のヘクタール当りの粗収益と労働力1人当り経営所得を比較してみると、表3に示すように、前者で18パーセント、後者で10パーセント程度の格差

表 3 山地農民経営と全国経営の経済的格差の推移

年次	ヘクタール当り粗収益 1,000シリンク			労働力1人当り経営所得 1,000シリンク		
	山地農民 経営平均 A	全国調査 経営平均 B	格差 B/A×100 %	山地農民 経営平均 A	全国調査 経営平均 B	格差 A/B×100 %
1962	7.7	9.4	82	18.0	20.1	90
1964	8.9	10.8	82	20.7	23.6	88
1966	10.0	12.0	83	25.1	27.3	92
1968	10.7	13.1	82	23.9	28.7	83
1970	12.6	15.3	82	30.8	37.2	83
1971	13.5	16.1	84	33.6	39.6	85
1973	16.9	21.7	78	43.5	55.1	79
1975	17.6	24.1	73	46.3	69.6	67

資料 B1 176ページ

1. Aはアルプス地方の山地農民経営平均

があった。この格差は両指標についてみると年をおって増大傾向にあり、70年代の前半期になると、ヘクタール当り粗収益で22—27パーセント、労働力1人当り経営所得で21~33パーセントと何れも格差が大きく広がった。農民の自立的努力と緑の計画などによる政策的援助にも拘わらず、山地農民経営と全国経営平均の格差はなお大きく、山地農民経営をめぐる諸条件の相対的困難はなお解決されていなかったのである。

### 3. 連邦政府のベルクバウエルン特別計画とベルクバウエルン補助金制度<sup>(33)</sup>

#### (1) 補助金制度の発足

1970年に成立した社会党クライスキィ内閣は、ベルクバウエルン政策を強化した。その政治的背景について、「平坦部の大・中農は保守勢力の金城湯池だから切りくずせない。山地農民には経済的に困難な小農が多く、彼らを補助金で釣って社会党に引つけるための政策」とする意見も有力である<sup>(34)</sup>。このような批判にもかかわらず政府は、1971年にベルクバウエルン補助金制度を開始した。つづいて72年には、「緑の計画」の重点項目



の中に分散していた山地農民対策を一本化し、71年の補助金制度をも加えて「ベルクパウエルン特別計画」を制定し、これを緑の計画から独立させた。この70年代における特別計画と直接的な補助金制度発足の根拠としては、次の点が考えられる。

第一は、60年代をつうじて経営改善のためのさまざまな努力にもかかわらず、山地農民経営の相対的立ち遅れと低所得は解決されなかった。しかしそれにもかかわらず、山地農民は山地の自然的社会的環境の維持保全の直接的担い手であり、農林業の枠内では評価し難い彼らのこの非経済的な役割割りに対して、何らかの補償が必要だという一般的合意ができあがりつつあった。アルプスを中心とする広い山地の自然保護・景観維持・治山治水のもつ意義は、全ヨーロッパ規模からみても重要であり、この補助金は、これらの非経済的諸機能の直接的維持のための、広義のコストだとされたのである。

第二は、アルプス山地がオーストリアの最重要産業であるフレムデンフェルケアの舞台であることに由来する<sup>(35)</sup>。ヨーロッパではアルプス山地で、夏長い休暇をすごしたり、冬スキーを楽しむ人が非常に多い。ヨーロッパ各地から、とくに西ドイツから旅行者の群がアルプスに集り、外貨を落していく。彼らにとって、放牧牛のいない荒れたアルムは魅力に欠ける。また放置されたままのアルムや農地は、雪崩や山崩れなど災害の原因になりやすい。山地農民の日常の営農活動そのものが、フレムデンフェルケアの条件整備であり、同時に居住空間の居住環境や道路交通の保全となる。山地の道路網の整備は、そのまま血管のように人々を山地の隅々に運び入れる。山地農民のこのような機能にたいする評価が、社会的所得の転化として、ベルクパウエルン補助金として農民に配分される。

ベルクパウエルン補助金は、1971年には、10万9072経営すべてに、1経営当たり300シリンク支出された。この額は、山地農民経営農業従事者1人当たり平均所得額3万4000シリンク（1970年農家経済調査結果）の1パーセントにも満たない名目的なものであったから、初年度の補助金は、与党か

らさえ「額が小さくて無意味であり補助金のばらまきにすぎない」などの批判をうけたという<sup>(36)</sup>。

1972年、政府は特別計画の発足とともに、補助金制度についても改善を加えた。補助金の支給対象を全ベルクバウエルン経営でなく、経営困難度の高いKKW 150以上の1万7000経営に限定し、金額は2,000シリンクに引上げた。その後の推移を表4によってみておこう。73年には経営農用地面積2ヘクタール以上で、通年して定住し農業をおこなうKKW 80から149の経営にも対象を拡げ、補助金も2,000シリンクと1,000シリンクの二種類とした。この時点で補助金は「営農」の内容に無関係に、所得補助として支払われている。

政府は1975年に、山地農民経営の困難度を示す相対的尺度としてのKKWの修正見直しと補助金行政簡素化のために、KKWを基礎として個別経営の困難度を三区区分する方式(Zone)に変更した。この内容は、従来のKKW 79までを区分Ⅰ、KKW 80から149までを区分Ⅱ、KKW 150以上を区分Ⅲとする。これを原則とし、個別経営内のトラクター利用可能面積比率と、農地の豊度と道路の状況を加味して改めて区分を調整するというものであった。この調整の結果、ベルクバウエルン経営は12万5000弱となって、1970年のKKW 20以上のベルクバウエルン経営11万4000より約1万増加した。またこの調整にあたって各州の当事者は、70年時点より緩めた基準で経営困難度区分を実施したため、従来の基準で9万5000余り(全経営の70パーセント)あったKKW 79までの経営数は、区分Ⅰの経営数では4万4000経営(同38パーセント)と半減した。また1万8000弱(同13パーセント)あったKKW 150以上の経営は、区分Ⅲの4万4000(同38パーセント)へと2.5倍に増加した。このように1975年にKKWから区分制への変更にもなって、経営困難度がより高いと評価されるベルクバウエルン経営が増加した背景に、特別計画の対象となる経営数を政策的に増加させようとする、社会党政府の意図をみることができる。

ベルクバウエルン補助金の対象となる経営に、経営困難度区分制度を導

表 4 経営当りベルクパウエルン補助金の推移

シリンク

年 度	K K W							
	80—149	150—						
1971	300	300						
1972	—	2,000						
1973	1,000	2,000						
1974	1,000	2,000						
1975	1,250	2,500						
	区 分 II		区 分 III					
	A	B	A	B				
1976	—	—	3,000	2,500				
1977	—	—	4,000	3,000				
1978	—	—	4,500	3,500				
1979	2,000	1,000	5,500	4,500				
1980	2,500	1,500	6,000	5,000				
	区 分 II			区 分 III				
	A	C	D	A	C	D		
1981	4,300	3,300	2,800	8,500	7,500	7,000		
1982	6,000	4,000	3,000	10,000	8,000	7,000		
1983	6,300	4,200	3,150	10,000	8,400	7,350		
	区 分 II				区 分 III			
	E	F	G	H	E	F	G	H
1984	7,000	4,700	3,500	3,150	11,500	9,000	7,700	7,350
	区 分 II				区 分 III			
	E	F	G	H	E	F	G	H
1985	7,500	5,000	3,700	3,300	12,500	9,500	8,000	7,500
1986	8,000	5,300	3,800	3,400	13,000	10,200	8,400	7,800
	区 分 IV							
	E	F	G	H				
1985	15,000	12,000	10,000	9,000				
1986	16,500	13,000	10,800	9,500				

- 1972～1975 KKWによる区分：1976—1984，経営困難度区分によるⅡ，Ⅲ，1985から，区分Ⅲの中の特に経営困難度の大きい経営を区分Ⅳとした。
- 1976から経営規模別グループ分け開始
  - A = F E W 40,000 B = F E W 40,000—の2グループ
  - 1981から経営規模別 3グループ分けとなるから
  - A = F E W 40,000 C = 4 F E W 40,000—100,000 D = 100,001—300,000
  - 1984から経営規模別 4グループ分けとなる
  - E = F E W 50,000 F = F E W 50,001—110,000 G = F E W 110,001—200,000 H = F E W 200,001—300,000
- F E W = fiktiver Einheitswert 経営の認定課税評価額で経営主夫妻の兼業所得による修正済
- 資料 A20 1986 128ページより作成

表 5 平均所得とベルクパウエルン補助金の推移

年 度	困難度 区 分	対象経営 数 1,000	平均生業 所得A 1,000 S	経営当り 平均補助 金額B 1,000 S	B/A×100 %	増 加 率	
						A	B
1977	Ⅲ	33.0	143.6	3.2	2.3	100	100
1979	Ⅲ	34.3	163.6	4.7	2.9	114	147
1981	Ⅲ	34.6	184.5	7.4	4.0	128	231
1983	Ⅲ	35.0	188.0	8.3	4.4	131	259
1985	Ⅲ+Ⅳ	34.5	191.8	9.6	5.0	133	300

資料 A.20 1986 129ページ

1. 生業所得＝農林業所得＋兼業所得＋公的補助金 経営所得＝生業所得＋社会的所得 S＝シリンク
2. 注37を参照

入した1976年から、同時に経営規模別グループ分けを導入する。すなわち区分Ⅱ、区分Ⅲともに経営ごとの認定課税評価額（FEW）4万シリンク以下の小経営(A)とそれ以外(B)の2グループに分け、補助金額に差を付けた。表4でみるように、76年区分Ⅲ-Aの経営は3,000シリンク、Ⅲ-Bの経営は2,500シリンクと定められた。76年から78年の3カ年、区分Ⅱの経営は補助金対象から外され、79年に再び加えられる。1981年からFEWによる経営規模別グループは3つとなり、さらに84年からは4つとなる。その結果1984年の経営当りの補助金額は、2区分と4グループで、1万1500シリンクから3,150シリンクまでの8種類となる。

1985年から困難度区分Ⅲの対象経営からとくに条件の悪い経営を別けて、区分Ⅳとしたので、経営当り補助金額は12段階となった。1986年の数字でいえば、ベルクパウエルン経営として困難度が最も高く（区分Ⅳ）、経営規模が最も小さい（FEW 5万以下）Ⅳ-Eグループの年間補助金は、1万6500シリンクに達しているが、最低のⅡ-Hグループでは3,400シリンクに止まっていた。

経営当り補助金の増額傾向を反映して、山地農民の平均所得（生業所得）に占める補助金の比率も増大している。表5にみるように、1977年区分Ⅲの経営のこの比率は2.3パーセントだったが、81年には4パーセント、85

表6 ベルクパウエルン特別計画の項目別支出累計額と構成比  
1972～1985 累計額 100万シリンク

項 目	100万シリンク	構 成 比 %
農地整備	108	1
林業対策・木材運搬設備	517	5
植林と保安林整備	169	2
山地道路網整備	3,364	33
山村電化と電話普及	178	2
農村地域整備	1,815	18
ベルクパウエルン補助金	3,985	39
合 計	10,137	100

資料 A17 1986 108ページ

年5パーセントと増加した。この間の平均所得の増加率は1.3倍であるが、経営当り補助金額は倍化している。これをさらに1986年の経営調査結果で見ると、区分Ⅱの調査対象261経営の平均経営所得は28万9000シリンクで、その内訳は農林業所得63パーセント、兼業所得19パーセント、社会的所得14パーセントについて、公的補助金5パーセントとなっている。区分Ⅲ＋Ⅳの357経営の平均経営所得は26万1000シリンクで、その内訳は農林業所得56パーセント、兼業所得20パーセント、社会的所得14パーセント、公的補助金10パーセントとなっている<sup>(37)</sup>。この公的補助金の中には、後述するように、70年代後半期からはじまり、年々充実してきている各州独自のベルクパウエルン補助金も加わっているが、それを考慮に入れても経営所得に対する補助金比率が5パーセントをこえ、一部の山地農民では10パーセントに達している事実に注目しておきたい。条件のきびしい山地農民ほど、ベルクパウエルン補助金が重要な意味をもつに至ったのである。

ベルクパウエルン特別計画の中で、この補助金はどのような位置を占めているのだろうか。表6に示したように、1972年から1985年までの特別計画による支出総額101億シリンクのうち、補助金総額は40億シリンクで全体の39%で最も多い。ついで、山地道路網関係総額は34億シリンクで全体の33パーセント、ついで地域整備関係支出の順になっている。

表7 緑の計画、特別計画、補助金の推移

年次	緑の計画 予算総額 100万リンク A	うちベルク パウエルン 特別計画分 100万リンク B	ベルクパウエルン 補助金		比率 %	
			補助金総額 100万リンク C	補助金対 象経営数 1000	B/A×100	C/B×100
1971	749	—	33	109		
72	979	260	33	17	27	13
73	989	250	52	35	25	20
74	1,097	272	51	35	25	19
75	1,429	462	65	35	32	14
76	1,504	541	84	32	36	16
77	1,375	426	107	33	31	25
78	1,358	427	120	32	31	28
79	1,660	695	186	57	42	27
1980	1,683	702	216	57	42	31
81	1,847	776	327	57	42	42
82	1,954	858	358	58	44	41
83	2,127	1,022	382	58	48	37
84	2,115	1,036	405	58	29	39
85	2,206	1,143	579	57	52	51
86	2,322	1,151	658	57	54	53

資料 B4, 25ページ, A20 1986 118ページ, A17, 1986 93ページ, 1987 108ページ

つぎに特別計画発足以来の緑の計画・特別計画・補助金の推移を、表7でみておこう。まず注目すべきことは、緑の計画に占める特別計画の比率の伸びである。70年初頭年間約10億リンクの緑の計画総額のうち、およそ25パーセントが特別計画分であった。この比率は伸びつづけ、86年には23億リンクの緑の計画総額の60パーセント弱を特別計画が占めるまでになっている。つぎに注目すべきことは、特別計画総額に占める補助金比率の伸びである。表6でみたように、この比率を累積額でみると39パーセントであったが、72年から76年までは単年度で10パーセント台にすぎなかった。そのごこの補助金比率は増加をつづけ、81年—82年には40パーセントをこえ、85年—86年では50パーセントを越えている。

## 32 オーストリアの山地農民問題とベルクパウエルン政策

このように、予算面で特別計画が緑の計画の半ばを占めるまでになっていることは、ベルクパウエルン政策が80年代のオーストリア農政の最重要項目となっていることを示すものであろう。しかも特別計画の半ば以上がベルクパウエルン補助金に向けられていることからみれば、ベルクパウエルン政策の最重点項目はベルクパウエルン補助金になっているといっても過言ではないであろう。この補助金制度は、すでに述べたように、当初山地農民の営農活動の規模とは無関係に開始され、より経営困難度の高い、より経営規模の小さい山地農民に重点をおいて、一貫して実施されてきた。緑の計画や初期の特別計画の中で重視されていた経営内外の社会的経済的諸条件の改善という構造政策的な重点課題は、相対的に後退し、直接的な所得補償としてのベルクパウエルン補助金に重点が移ったといってもよいだろう。1970年代半ばからこの点を批判し、山地農民経営の営農活動を促進させるべきだとする動きが、各州ではじめられる。各州のベルクパウエルン営農補助金制度の発足がこれである。

### 4. 各州のベルクパウエルン補助金制度

#### (1) 各州補助金の概要

1970年代半ばから、ブルゲンラントを除くすべての州が、それぞれ独自にベルクパウエルン対策を実施した。ニーダエステライヒ、オーバエステライヒは連邦のベルクパウエルン経営選定方式をそのまま利用したが、フォアルベルク・サルツブルク・チロル・スタイヤマルク諸州では独自の選定方式を制定した。ケルンテンだけは連邦の方法を修正した方法をとっている。連邦の選定方法をそのまま採用した二州は、連邦の補助金制度について好意的であるが、独自の方法をとったチロル他の諸州は、これに批判的であった。ただすべての州の補助金制度に共通する特徴は、営農規模に応じて補助金額が増減することである。これは、とくに70年代半頃の連邦補助金が、営農規模や営農内容とはほとんど無関係に、小規模な経営ほど有利に支出されていた点と大きい相違である。とくにチロル・スタイヤマ

表 8 州別ベルクパウエルン補助金の対象経営数1986  
経営困難度区分別実数Aと構成比B

	区分 I		区分 III		区分 IV		合計		各州の補助金対象経営数
	A	B	A	B	A	B	A	B	
ニーダエステライヒ	5,307	51	4,989	48	89	1	10,385	100	18,487
ブルゲンラント	495	100	—	—	—	—	495	100	—
オーバエステライヒ	4,792	52	4,417	47	97	1	9,306	100	20,748
サルツブルク	1,752	39	2,021	45	741	16	4,514	100	4,563
スタイヤマルク	4,482	38	6,847	57	597	5	11,926	100	11,750
ケルンテン	1,943	26	4,261	58	1,201	16	7,405	100	2,842
チロル	2,441	25	4,340	45	2,931	30	9,712	100	8,804
フォラルベルク	920	38	984	41	493	21	2,397	100	4,623
計	22,132	39	27,859	50	6,149	11	56,140	100	71,818

資料 A20 1986 130ページ, A17 1986 109ページ

ルクのように、クライスキ内閣の野党 ÖVP が州議会を支配しているところでは、連邦の「営農規模に中立的で画一的な」補助金に対する批判が強く、「わが州の補助金制度は、連邦のそれにたいする一種の抵抗である」という州当局者の発言が聞かれる程であった<sup>(38)</sup>。

1986年、各州のベルクパウエルン補助金対象経営は7万1818で連邦補助金対象5万6140より1万5000余多くなっていた。同じく各州の補助金総額は2億5000万シリングで、連邦補助金総額11億8500万シリングの17パーセントであった。表8に示したように前者を州別の数字でみると、連邦補助金対象経営の少ない（対象外の経営困難度区分Iが多い）ニーダエステライヒ・オーバエステライヒで、州独自補助金対象経営が目立って多くなっている。これは表9に示したように、両州では全ベルクパウエルンを対象として、「薄く広く」補助金を支出しているためであろう。フォラルベルクにも同様の傾向がみられる。一方ケルンテン州では連邦補助金対象経営数の38パーセントが州補助金の対象とされているに過ぎない。ここでは州財政の関係もあって選定基準をきびしく、補助金支出基準は対象経営に有利に制度を運営しているためである。チロル・サルツブルク・スタイヤマ



表 9 各州ベルクパウエルン直接

州・制度名称・制 定年度	BB経営基準	補助金対象選定方法
・ニーダエステライヒ ・均衡支出金 ・1975	連邦区分法適用	4区分全BB経営のうち、自作農用地2ha以上で1RGVE以上30万EW以下のBB経営。上限は農用地22ha
・オーバエステライヒ ・営農奨励金 ・1975	連邦区分法適用	4区分全BB経営のうち、自作農用地1ha以上で1RGVE以上。上限は農用地20ha
・スタイヤマルク ・ベルクパウエルン 均衡支出金 ・1976	州独自のBB登録点制度	登録点4以上で農用地2ha以上、或は1RGVE以上。上限は農用地15ha
・チロル ・営農奨励金 ・1975	州独自のBB台帳制度	州のKKW136以上で0.5RGVE以上のBB経営。上限は15RGVE
・サルツブルク ・営農奨励金 ・1975	州独自の営農地域区分	州営農地域区分I、II内の農用地。この土地の経営者はRGVEをもつこと。上限なし
・フォラルベルク ・農用地奨励金 ・1974	州独自の営農地域区分	州営農地域区分I、IIに属する農用地。上限なし。
・ケルンテン ・景観保全振興 ・1975	連邦区分法適用 うち農用地傾斜度50%以上	EW15万未満の経営、傾斜度50%以上の農用地

資料 A17 1987 109ページ

1. S=シリンク, RGVE=牛の大家畜単位, EW=経営課税評価額
2. BB経営は年間居住を前提とする。

## 補助金制度一覧(1986)

プレミアム基準額 S	プレミアム上限 S	1986	
		対象数	支出総額 100万 S
農用地1ha 当り Z I 80 Z II 160 Z III 240 Z IV 320	7,040	18,487	35,637
農用地1ha の標準収量に応じて幅がある。 Z I 80—120 S Z II 200—250 S Z III 400—450 S Z IV 500 S	10,000	20,748	39,416
農用地1ha 当り, 登録点×37.6 S	6,768	11,750	25,001
1経営当り (州KKW-80)×RGVE×係数	17,000	8,804	39,268
区分I, IIともに, 気候に応じて1ha 当り Z I 900—1,125 S Z II 1,300—1,625 S	限度なし	4,563	22,112
採草利用の場合農用地1ha 当り Z I 800 S Z II 2,200 S 放牧利用の場合 同 Z I, II 350 S	限度なし	4,623	30,311
上記傾斜農用地1ha について, Z I 530 S Z II 810 S Z III 1,100 S Z IV 1,400 S	限度なし	2,842	13,510

3. BBはベルクバウエレンの略記
4. 農用地には, ワイデ・アルムを含まない。
5. この一覧表にはアルム利用奨励のための補助金は掲載されていない。

ルクでは、州と連邦の対象経営選定方法は異なるにもかかわらず、事実上の対象経営数に大差がないことは注目される。つぎに表9と参考に州補助金制度の代表的事例について、簡単に述べておこう。

## (2) 州補助金の具体例・オーバエステライヒ・スタィアマルク・チロル州の場合

① オーバエステライヒ。1975年から実施されている制度の対象となるベルクパウエルン経営は連邦の選定方法に従うが、それに一年中定住し自作農用地1ヘクタール以上大家畜単位で牛1頭以上という条件が付加されている。経営困難度区分Ⅰの経営の場合農用地1ヘクタール当り、基本額80シリンク、その農地の豊度（課税標準収量）が一定水準より低い場合、これに40シリンクの割増額がついて120シリンクとなる。以下同じやり方で区分Ⅱの経営で基本額200シリンク、割増額50シリンク。区分Ⅲの経営で基本額400シリンク、割増額50シリンク。区分Ⅳの経営で基本額500シリンクとなっている。農用地規模20ヘクタール以上の経営は補助金対象から外される。また、補助金支給額の上限は1万シリンクである。他にアルム利用の奨励のための補助金が、放牧牛馬一頭当り120シリンク、羊で15シリンク支出される。この州の補助金は農地利用の奨励にポイントがおかれている。

② スタィアマルク。この州は76年制定の州農業振興法によって、独自のベルクパウエルン登録点制度を制定した。この制度は州内ベルクパウエルン経営（連邦選定分）を対象に、それぞれの経営について、地形と気象条件、経営内外の道路条件を調べ、一定の算式により4点から10点までの評点を付ける。これが州のベルクパウエルン登録点である。点が高い方が経営困難度が高いことを意味している。補助金の対象経営は、この登録点4以上で農用地2ヘクタール以上、あるいは大家畜単位で牛1以上である。農用地15ヘクタール以上の経営は対象とならない。補助金額算式は 農用地ヘクタール数×登録点×係数 で決定される。この係数は州の財政状態によって変動するが、1981年で36.1、86年で37.5であった。経営当り補助

金額上限は、6,768 シリンクである。その他にアルム利用奨励のための補助金があり、放牧牛馬1頭当りに100シリンク、羊12シリンクである。この州の補助金も農用地利用に重点がおかれている。

③ チロル。この州は、1975年制定の州農業法による独自のベルクバウエルンカタスターをもっている。この仕組みを簡単に紹介すると、山地農民経営の営農困難度を比較可能な計数化するために、経営内外の交通条件に100点、公的輸送機関までの距離に75点、経営農地内の農業機械利用度に240点、気候条件に105点、標高に80点とそれぞれの指標の重要度に応じて配点し、合計600点とする。それぞれの指標ごとに点の高いほど、経営困難度が高いということになる。これらの指標にさらに二次的な査定を加えて合算し、個々の経営のベルクバウエルンカタスター（TBK）値が決定される。このTBKを基準に補助金額は、次の算式で決定される。

$$(TBK - 80) \times RGVE \times \text{係数}$$

ここでRGVEは牛の大家畜単位（1頭500キログラム換算）であり、係数は州財政に依存する変数である。1981年では6.1であった。牛の大家畜単位15以上の経営は補助金の対象から外される。またこの算式による補助金支給額に上限はない。

アルム利用奨励のための補助金は、次の算式で計算される。

$$RGVE \times \text{高度点} \times \text{交通点} \times \text{係数。}$$

ここで高度点とはTBK算出の時の標高から導かれる数値で4から6の範囲、交通点は同じく経営内外の交通条件から導かれる数値で5から10の範囲で決められた数値である。仮りに、RGVE10のもっとも条件の悪い経営の例で試算してみると、奨励金は、 $10 \times 6 \times 10 = 600$  に係数を乗じた額となる。1981年には係数は2.1であったから、アルム利用奨励の州補助金は $600 \times 2.1 = 1,260$  シリンクとなる。このチロル州の補助金は、家畜単位に比例的であるという特色をもっている。

このように、各州独自のベルクバウエルン補助金は、それぞれの州の山地農業の実態を反映した営農奨励、或は畜産奨励中心の方式になっている。

ここで営農奨励の内容は、すでに述べたように平坦地方のそれとは異なって、畜産のための飼料（飼料用穀物・牧草）生産と自給用の穀物生産のため農用地利用が中心であるから、広い意味で土地利用型畜産の奨励のための補助金だといってもよいであろう。こうして各州のベルクパウエルン補助金は、営農と結びついて具体的内容をもった形態で実施されているのである。そしてこれは、批判はあるにせよ、連邦のベルクパウエルン補助金と補完しあいながら、アルプス山地の農業と農民経営の維持のために、今や不可欠の存在になっているといってもよいであろう<sup>(39)</sup>。

## 注

- (1) オーストリア連邦共和国農業法。Bundesgesetz vom 13. Juli 1960, mit den Maßnahmen zur Sicherung der Ernährung sowie zur Erhaltung eines wirtschaftlich gesunden Bauernstandes getroffen werden (Landwirtschaftsgesetz: BGBl 1960 Nr 47.): A 1, 1965年 508-509ページ参照。

オーストリア連邦共和国（オーストリアと略記）は連邦制で行政上連邦所管事項（Bundessache）と州所管事項（Landessache）の区分がある。産業政策農業政策は、州の主管事項である。そのために連邦議会が農業法を制定した後に、各州議会は各州での実施法規としての州農業法を議決制定している。他の農業関連法律についても同様である。

- (2) スイスの農業法は、第2条B項で「この法律の施行にあたって山地の困難な生産条件生活諸条件が特別に注意されなければならない。連邦議会が山地を決定する」と規定している。これは1947年の連邦憲法（Bundesverfassung）が、「健全な農民層、農業の潜在的な能力と農民的土地所有の維持」を義務付けていることを受けたものである。スイスの農業経営総数12万5000余のうち、およそ40パーセントの5万経営がベルクパウエルンである（1980年）A 2 1-9ページ。

西ドイツの農業法は山地農業や限界地農業問題を取りあげなかった。だがこの問題が絶えず論議されていたことは注意されるべきであろう。H. Haushofer: Bauer im Schach Lebenserinnerungen 1982 198-201ページ。

- (3) 「緑の計画（グリーンプラン）」の意義については、B 1 71-79ページ、158-161ページ。
- (4) EC閣僚委員会は、1972年4月に限界地（営農条件の劣る地域）の農業構造改善を問題にし、73年2月には「山地農業および限界地農業に関する指令」を発している。しかし、これが体系的な政策として現実化したのは、

1975年4月のEC指令以後である。Richtlinie 75/268 EWG des Rates vom 28 April 1975 über die Landwirtschaft in Berggebieten und in bestimmten benachteiligten Gebieten Bulletin of the European Communities 1975 No. 5 42ページ。なおECでも従来のベルクバウエルン対策は個別経営の構造改善を中心にしてきたが、1975年以後のそれは、地域政策・社会政策あるいは環境政策としての側面を重視するようになってきている。A 3 227-229ページ。

付記 筆者は、アルプス地方における山地農民経営の営農形態については、別稿で検討したので、ここでは取り扱わない。「アルムとアルムヴィルトンシャフトに関する一考察」 葉山禎作・阿部正昭・中安定子編著『伝統的社会の歴史的展開 下』1983 所収。

- (5) B 2 87-118ページ。ここで旧オーストリアとは、第一次大戦後サン・ジェルマン条約によって解体したオーストリア帝国を指している。
- (6) A 4 427-461ページ。
- (7) インネンベルガー製鉄会社・エジディア・キントベルカー製鉄会社・ノイベルク・マリアツェル会社・スタイヤ製鉄会社など当時の製鉄企業の活動状況がその好例である。なおこれらは1881年に合併して、オーストリア・アルペンモンタン会社を創設している。A 4 159-165ページ。現代の大企業ステヤ社の創設期の例 A 5 294-296ページ。この地方の林業と製鉄業の関連については、A 6 296-302ページ。
- (8) この点については、パンツ A 7, ウルマァ A 8, ツヴィトコヴィツ A 9などが詳しい。
- (9) この問題は当時の社会主義者にとって重大な関心事で、カウッキーも次のように述べている。「オーストリアに於ては、造林が単に荒廃地のみでなく放牧場及び農耕地に於てもなされているのであるが、…中略…特に著るしいのは次の事実である。サルツブルク地方に於て牛の数が1869年—1880年に於て10.6パーセントだけ、1880年—1890年において更に4.1パーセントだけ減少した。主にそれは、高地牧場が狩猟地所有者に盛に売却されたことによる。『農業問題』向坂逸郎訳上, 244ページ。彼は同書第4章近代の農業で肉類の消費と生産のギャップについて重要な論点を示している、64ページ以下。
- (10) A10 61-66ページ, 84-91ページ。
- この傾向は、1930年代の不況期にやや停滞するが、戦後の50年代に一層進行し、山地農民経営の家族経営化が完了する。
- (11) A11 646-653ページ。パウァはこの問題を Die Kampf um Wald und Weide 1925 (全集3巻)で改めて体系的に論じている。
- (12) B 3 597-598ページ。なおこの間、オーストリア畜産業は一定の発展をと

40 オーストリアの山地農民問題とベルクパウエレン政策

げたが、なお1928年まで牛乳を一部輸入しなければならなかった。A12 554  
ページ

(13) A13 149ページ

(14) A14 276ページ

(15) A15 578ページ

(16) Bundesgesetz, womit Maßnahmen zur Erhaltung des bergbäuerlichen Besitzstandes getroffen und einzelnen Bestimmungen des Grundverkehrsgesetzes, BGBl Nr 563/1919, abgeändert werden BGBl 1937年60号932ページ以下。人口流出地域については以下を参照。

Rundmachung der Bundesregierung über die Bestimmung der Entsiedlungsgebiete BGBl 1937年 81号 134ページ以下, 同90号 1393ページ以下

(17) A15 578-579ページ

(18) A 1 1965年 504-506ページ

(19) 例えば全国穀物経済基金 (Getreidewirtschaftsfond), 全国牛乳経済基金 (Milchwirtschaftsfond), 飼料穀物価格均衡制度 (Futtergetreidepreisausgleich), 肥料価格均衡制度 (Düngemittelpreisausgleich) など。B 1 156ページ。

(20) A10 63ページ, A13 216ページ

(21) A16 1956年 45-51ページ, 1978年 82-83ページ。

(22) スタイェマルク州では次のような事実が報告されている。この変化は1952年9月1日フィシュバハ・アジディ家畜市場で次のような現実となって現われた。かつては、2,000頭以上の役牛がせりにかけられたこの市場で、せりに出された800頭以上の役用牛が1頭も売れなかったのである。この動向はすでに少し前から現われていたので、農業会議所は役牛部門を縮小して乳牛飼養と優良乳牛の仔取り生産に切替えるよう宣伝・指導を始めていた。しかしこれは農民の「保守主義と伝統主義」のために成功していなかった。農民は、伝統的な生産部門を変えようとはしなかったのである。A13 200ページ B 1 136-139ページ

(23) A 1 1959年 493-494ページ

(24) オーストリア農業法 注1と同じ。A 1 1965年 523-524ページ。

(25) Arbeitsgemeinschaft für Bergbauernfragen: Richtlinien für die Erstellung des Berghöfekatasters, 1957, Wer ist ein Bergbauer? A 19 109-114ページ。

(26) 大蔵省令1954年4月8日 この地域は前述した人口流出地域 (Entsiedlungsgebiet) とほぼ一致している。

(27) 筆者はこの問題をB 1 167ページ以下で論じたことがあり、本稿でもいく

つかの点で旧稿に依拠している。

- (28), (29) A15 592-593ページ
- (30) A17 1964年 74ページ
- (31) フレムデンフェルケャ (Fremdenverkehr) は適訳がないので片仮名とした。英語の tourism とほぼ同意であろう。旅行・観光・保養・レジャー・宿泊、などをふくめた意味で使用される。
- (32) A18 12ページ。H. Lehner の発言
- (33) Bergbauern-Sonderprogramm, Bergbauernzuschuß この項の82年までの内容については、筆者の別稿B4によるところが多い。
- (34) チロル州やスタイヤマルク州の農業会議所関係者や全国農業会議協議会フーバー氏らの発言による(1982 夏)。
- (35) 「農家で休暇を」(Urlaub auf dem Bauernhof?) このスローガンは、オーストリアに限らずヨーロッパ諸国の山地において一般的である。しかし、農家経済の将来を、構造改善の道をつうじて規模拡大・営農の発展に求めるか、或はフレムデンフェルケャ(民宿)に托すか、という選択は、農民にとって容易なことではない。後者を選んだ場合、保養客のため農家の家族、とくに主婦は一年中自分の保養どころではなくなるのが普通である。B1第7章(中山律男稿)参照
- (36) (34)と同じ。
- (37) A17 1987年 173-174 ページ。経営所得(Gesamteinkommen=農家所得)=社会的所得(Sozialeinkommen)+生業所得計(Evwerbseinkommen insgesamt) 生業所得=農林業所得(Landwirtschaftliches Einkommen)+兼業所得(Nebenerwerbseinkommen)+公的補助金(Öffentliche Zuschüsse) なお厳密に言えば、この公的補助金には連邦政府によるベルクバウエルン補助金の他に、各州政府が独自に実施しているベルクバウエルン営農補助金も含まれる。
- (38) チロル州農業会議ポルシエ氏、スタイヤマルク農業会議センフト氏、前出フーバー氏らからの聞き取りによる(1982 夏)。
- (39) この項は、最近の資料不備のため、多くをB4に依っている。改めて他日を期したい。

#### 参考文献 A

1. Bundespressdienst: Österreichisches Jahrbuch 各年次版
2. J. Wyder: Bergbauernpolitik in der Schweiz [Agrarische Rundschau] 1984.7
3. H. Priebe, W. Scheper, W. Urff: Agrarpolitik in der EG—Probleme



42 オーストリアの山地農民問題とベルクバウエレン政策

und Perspektiven 1984

4. A. Brusatti Hg. : Die Habsburgermonarchie 1848-1918 Bd 1. Die wirtschaftliche Entwicklung 1973
5. H. Matis : Big Business in Österreich 1987
6. F. Hafner : Steiermarks Wald in Geschichte und Gegenwart 1979
7. R. Pantz : Die Bauernlegung in den Alpentälern 1905
8. F. Ulmer : Untersuchungen über das Massensterben bergbäuerlicher Kleinbetriebe in alpenländischen Realteilungsgebiete 1942
9. F. Zwittkovits : Die Almen Österreichs 1974
10. L. Löhr : Bergbauernwirtschaft in Alpenraum 1973
11. O. Bauer : Die Teuerung 1912 全集 1975 Bd 1. 所収
12. H. Benedikt : Geschichte der Republik Österreich 1977
13. K. Kaser, K. Stocker : Bäuerliches Leben in der Öststeiermark seit 1848 Bd 1 1987
14. J. Riedmann : Geschichte Tirols 1981
15. H. Wopfner : Bergbauernbuch. 1960
16. 連邦統計局 Statistisches Handbuch für die Republik Österreich.
17. 連邦農林省 Bericht über die Lage der österreichischen Landwirtschaft
18. Präsidentenkonferenz : Hg. Bauerntagung 1979
19. H. Schiff, K. Bochsichler. Die Bergbauern 1978
20. Präsidentenkonferenz der Landwirtschaftskammern Österreichs : Zahlen aus Österreichs Land-und Forstwirtschaft

参考文献 B

1. 都留大治郎編著『家族複合経営の存立条件—アルペン農業を担うベルクバウエレンの研究—』1982
2. 阿部正昭 20世紀初頭オーストリアの経済と農業構造 椎名重明編著『ファミリーファームの比較史的調査』1987 87—118ページ
3. 沢村 康『中欧諸国の土地制度および土地政策』1930
4. 阿部正昭 オーストリアにおけるベルクバウエレン補助金 「農林統計調査」1982年12月 22—29ページ